令和 年 月 日

(提出先)

坂井市長 池田 禎孝 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名

# 参加申込書(単独)

次の業務について、実施要領に定める事項を承諾し、参加申込書を提出します。

業務名 坂井市公共施設 LED 照明リース業務

### 担当者及び連絡先

所 属	
担当者氏名	
電話	
F A X	
電子メール	

(提出先)

坂井市長 池田 禎孝 殿

(代表構成員) 所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名

# 参加申込書(共同企業体)

次の業務について、実施要領に定める事項を承諾し、参加申込書を提出します。

業務名	坂井市公共施設 LED 照明リース業務
-----	---------------------

### 担当者及び連絡先 (代表)

所 属	
担当者氏名	
電 話	
F A X	
電子メール	

### 共同企業体の構成

1	所 在 地	
· (代表)	商号又は名称	
(1(4))	代表者職氏名	
	所 在 地	
2	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所 在 地	
3	商号又は名称	
	代表者職氏名	

### 誓約書

坂井市長 池田 禎孝 殿

令和 年 月 日付で「坂井市公共施設 LED 照明リース業務」の参加申込をするにあたって、以下の参加要件のいずれも満たしていることを誓約します。また、本業務の委託候補者として決定した際、以下の参加要件について虚偽があった場合、委託候補者の取消を受けても異議申し立てしない旨を誓約します。

記

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税を滞納していないこと。
- (4) 参加申込書の受付期間において、国、地方自治体の競争入札に関し、指名停止の措置 の期間中でないこと。
- (5) 参加申込書の受付期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)17条の 規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第2 1条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 以下の①から⑤までのいずれにも該当しないこと。
  - ① 役員等(役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。 以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者。
  - ② 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、 直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
  - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

令和 年 月 日

所 在 地商号又は名称代表者職氏名印

※共同企業体で参加申込をする場合は、全ての構成員が提出すること。

# 【様式4】

# 事業者概要書(単独又は代表構成員)

# 1. 事業者概要

	(フリガナ)	
	商号又は名称	
会社情報	所在地	₹
	(フリガナ)	
	代表者職氏名	
	(フリガナ)	
	支店・営業所名	(※該当する場合に記載)
担	所在地	〒 (※該当する場合に記載)
担当者情報	電話番号	
情報	ファックス番号	
	電子メール	
	(フリガナ)	
	担当者職氏名	

2. 業務内容

>	****		

※パンフレットや別紙資料も可

## 事業者概要書 (構成員)

# 1. 事業者概要

	(フリガナ)	
	商号又は名称	
<u> </u>	所在地	〒
会社情報	(フリガナ)	
情 報	代表者職氏名	
	電話番号	
	ファックス番号	
	電子メール	

|--|--|

1		

※パンフレットや別紙資料も可

所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名

## 類似業務実績書

業務名					
				den () A dest	
発注者				契約金額	
業務概要	(業務内容、	契約期間、	成果等)		
*** 34					
業務名					
発注者				契約金額	
業務概要	(業務内容、	契約期間、	成果等)		
業務名					
				±11.64 \ baz	
発注者				契約金額	
業務概要	(業務内容、	契約期間、	成果等)		
1					

- ※平成31年度から令和6年度に請け負った本業務と同種の業務又はそれに類する業務の 実績を記載すること。
- ※表が不足する場合は適宜追加すること。(最大10件まで)
- ※業務概要がわかる資料がある場合は添付すること。

#### 【様式6】

## 坂井市公共施設LED照明リース業務 共同企業体協定書

(目的)

- 第1条 当該企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。
  - (1) 坂井市発注に係る坂井市公共施設LED照明リース業務(当該本業務内容の変更に伴 う本業務を含む。以下「本業務」という。)
- (2) 前号に付帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○○(株)・(株)□□□共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○県○○市○○△△に置く。

(成立の時期および解散の時期)

- 第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、本業務の委託契約の履行後3カ 月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 本業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

- 第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。
  - ○○県○○市○○町○○番地
    - ○○○(株)
  - ○○県○○市○○町○○番地

(株)□□□

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○○(株)を代表者とする。

(代表者の権限)

- 第7条 当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、企業体を代表して、委託者等と折衝 する権限並びに自己の名義をもって業務委託料の請求、受領及び企業体に属する財産を 管理する権限を有するものとする。
- 2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝を行う権限を、当企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対してその

他の構成員である企業が委任するものとする。

#### (構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該本業務について委託者 と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○○(株)

○○% (代表構成員)

(株)□□□

○○% (構成員)

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価 するものとする。

#### (運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織、編成および業務の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務の完成に当たるものとする。

#### (構成員の責任)

第10条 各構成員は、本業務の委託契約の履行および下請契約その他の本業務の実施に 伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

#### (取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行△△支店とし、共同企業体の名称を 冠した代表者名義の別口預金口座により取引するものとする。

#### (構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

#### (共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、運営委員会において、 各構成員の分担額を決定するものとする。

#### (構成員の相互間の責任の分担)

- 第14条 構成員がその分担業務に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員 がこれを負担するものとする。
- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れる ものではない。

#### (権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、当企業体が本業務を完成する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、 委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するもの とする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全 員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当該企業体に加入させ、当該構成員を加え た構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。
- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務において契約の内容に適合しない ときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めがない事項)

第19条 この協定書に定めがない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○○(株)外○社は、上記のとおり本業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和○○年○○月○○日

○○県○○市○○町○○番地(代表構成員)○○○(株)

代表取締役○○○○

○○県○○市○○町○○番地

(構成員) (株)□□□

代表取締役○○○○

※印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑)

令和 年 月 日

(提出先)

坂井市長 池田 禎孝 殿

# 質問書

坂井市公共施設 LED 照明リース業務の公募に関して、質問がありますので提出します。

	所 在 地
	商号又は名称
質問者	担当者氏名
	電話
	電子メール
質問項目	
内 容	

### 【提出先】kankyou@city.fukui-sakai.lg.jp

## 【留意事項】

- (1) 質問は、簡潔に取りまとめて記載すること。
- (2) 提出の際は、メールの件名を「坂井市公共施設 LED 照明リース業務公募に関する質問(業者名)」とすること。

## 【様式8】

令和 年 月 日

EI

(提出先)

坂井市長 池田 禎孝 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名

辞退届

次の業務について、都合により参加を辞退したいので届け出ます。

業務名	坂井市公共施設 LED 照明リース業務
辞退の理由	